

南相馬建設機械講習所々長 殿

2.4×3.0
写真

管理者	受付

小型移動式クレーン運転技能講習受講申込書
(太線内のみ記入してください)

受講者に関する事項	フリガナ			旧姓を使用した氏名、通称の併記の希望 (いずれかを○で囲む) する / しない	併記を希望する氏名又は通称
	氏名		印		
	生年月日		年 月 日	TEL	— —
	住所	〒 —			
	勤務先			TEL	— —
	住所	〒 —			

一部科目免除に関する事項	A	1、クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 3、揚貨装置運転士免許を受けた者 4、玉掛け技能講習を修了した者 5、旧クレーン則第 235 条に規定するデリック運転士免許を受けた者 6、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (平成 18 年厚生労働省令第一号) 第 6 条の規定による改正前のクレーン等安全則 (以下「旧クレーン則」という。) 第 223 条に規定するクレーン運転士免許を受けた者 確認書類 (免許証・修了証・他) 年 月 日 確認者 印
	B	1、車両系建設機械 (基礎工事用) 運転技能講習修了者 2、建設業法施行令 (昭和 31 年政令第 273 号) 第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定のうち 1 級の技能検定の合格した者で実技試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者又は 2 級の技術検定で昭和 48 年建設省告示第 860 号に定められた第 2 種若しくは第 6 種の種別に該当する者に合格した者 確認書類 (免許証・修了証・他) 年 月 日 確認者 印
	C	1、吊上げ荷重 5 t 以上のクレーン (跨線テルハを除く) 又は吊上げ荷重が 1 t 以上の移動式クレーン (道路上を走行させる運転を除く) の運転の業務に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者 2、特別教育を修了して次の運転業務に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者 (修了証等必要) ○制限荷重 5 t 未満の揚貨装置 ○吊上げ荷重が 5 t 未満のクレーン (移動式クレーンを除く) ○吊上げ荷重が 5 t 以上の跨線テルハ ○吊上げ荷重が 5 t 未満のデリック ○吊上げ荷重が 1 t 未満の移動式クレーン (道路上を走行させる運転を除く) 3、吊上げ荷重が 1 t 未満のクレーン・移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者 確認書類 (免許証・修了証・他) 年 月 日 確認者 印
	D	1、鉱山において移動式クレーン (令 20 条第 7 号の移動式クレーンをいう。) のうち吊上げ荷重が 5 t 以上のものの運転の業務に 1 ヶ月以上従事した経験を有する者 確認書類 (免許証・修了証・他) 年 月 日 確認者 印
	B C D の 証 明	【業務内容】 () 【従事期間】 年 月 日 ~ 年 月 日 業務内容及び従事期間について、上記の通り相違ないことを証明します。 年 月 日 事業所名 職・氏名 ㊟

講習関係	受講コース	A (16 時間) B (17 時間) C (19 時間) D (13 時間) E (免除無・20 時間)
	講習期間	年 月 日 ~ 年 月 日

注 1、技能講習を受けようとする者は技能講習を受けることのできる資格を有することを証する書面を、更に一部科目免除を受けようとする者はその資格を有することを証する書面を提出するようお願いします。
2、一部科目免除の資格を証する書面に虚偽等が認められた場合は、修了証を交付できないことがあります。
3、ご提供いただいた個人情報、受講資格等の確認、修了証の作成、保存書類等への記入、受講料の入金確認、再交付等の確認、当講習所からの諸連絡等に使用させていただきます。